

# 東伊豆町分別収集計画

平成19年6月15日

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済、ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

東伊豆町では過渡期対策として、隣接する河津町と一部事務組合を設立、平成15年4月から現廃棄物処理施設「エコクリーンセンター東河」を稼働し、同時に分別収集もスタートしたが、分別収集品目の拡大、細分化、最終処分など、ごみ処理に関連する課題が山積している。このような情勢のなか、廃棄物処理施設の整備、確保は非常に困難なものになっている。とりわけ当町の最終処分場の残余容量は12年分と厳しい状況にあり、次期最終処分場の確保が課題となっている。本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向は次のとおりです。

- ・「環境にやさしいきれいな町づくり」の実現を目指す東伊豆町の基本構想のもと、循環型社会形成に向けて一般廃棄物処理計画と整合させながら本計画を実施します。
- ・限られた資源の有効利用と廃棄物減量のため、地域住民、事業者、行政が一体となり、環境負荷の低減への認識を更に深め、循環型社会の構築を目指し、それぞれの責任と役割を果たしながら施策を推進します。
- ・生産・消費・廃棄の各段階で、発生の抑制、再使用、再生利用を基本理念

とし、容器包装廃棄物の削減と、再商品化を推進します。

### 3 計画期間

本計画の計画期間は平成20年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

### 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

### 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
容器包装廃棄物	2,186 t	2,156 t	2,130 t	2,105 t	2,080 t

### 6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、町民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別収集の実施に当たり、アンケート調査を行う等により町民、事業者のごみ処理に対する意識を把握する。

また、東伊豆町清掃監視員、環境美化監視員の活動をより一層充実し、リサイクル活動等を推進する。

#### ・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取組やごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、町民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

#### ・過剰包装の抑制

簡易包装の協力店や商店街等との地域協定や、優良店表彰制度等を導入するなど、スーパーマーケット等の小売店での包装簡素化を推進する。

- ・販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底  
レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底等の普及啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策等を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装包装の使用の合理化を行う。
- ・リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用、販売の促進。

## 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。また、住民の協力度や東伊豆町が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の 容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み  
(法第8条第2項第4号)

	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
主としてスチール製の容器	59t		58t		58t		57t		56t	
主としてアルミ製の容器	31t		31t		30t		30t		30t	
無職のガラス製容器	(合計) 102t		(合計) 101t		(合計) 100t		(合計) 98t		(合計) 97t	
	(引渡) 102t	(独自) 0t	(引渡) 101t	(独自) 0t	(引渡) 100t	(独自) 0t	(引渡) 98t	(独自) 0t	(引渡) 97t	(独自) 0t
茶色のガラス製容器	(合計) 68t		(合計) 67t		(合計) 66t		(合計) 66t		(合計) 65t	
	(引渡) 68t	(独自) 0t	(引渡) 67t	(独自) 0t	(引渡) 66t	(独自) 0t	(引渡) 66t	(独自) 0t	(引渡) 67t	(独自) 0t
その他のガラス製容器	(合計) 61t		(合計) 60t		(合計) 59t		(合計) 59t		(合計) 58t	
	(引渡) 61t	(独自) 0t	(引渡) 57t	(独自) 0t	(引渡) 57t	(独自) 0t	(引渡) 57t	(独自) 0t	(引渡) 57t	(独自) 0t
主として紙製の容器であって飲料を充て(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	3t	0t	3t	0t	3t	0t	3t	0t	3t	0t
主として段ボール製の容器	102t	0t	101t	0t	101t	0t	98t	0t	97t	0t
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又は醤油その他主務大臣が定める商品を充てんするためのも	(合計) 16t		(合計) 16t		(合計) 16t		(合計) 15t		(合計) 15t	
	(引渡) 16t	(独自) 0t	(引渡) 16t	(独自) 0t	(引渡) 16t	(独自) 0t	(引渡) 15t	(独自) 0t	(引渡) 15t	(独自) 0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0.4t		(合計) 0.4t		(合計) 0.4t		(合計) 0.4t		(合計) 0.4t	
	(引渡) 0.4t	(独自) 0t	(引渡) 0.4t	(独自) 0t	(引渡) 0.4t	(独自) 0t	(引渡) 0.4t	(独自) 0t	(引渡) 0.4t	(独自) 0t
(うち白色トレイ)t	(合計) 0.4t		(合計) 0.4t		(合計) 0.4t		(合計) 0.4t		(合計) 0.4t	
	(引渡) 0.4t	(独自) 0t	(引渡) 0.4t	(独自) 0t	(引渡) 0.4t	(独自) 0t	(引渡) 0.4t	(独自) 0t	(引渡) 0.4t	(独自) 0t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、東伊豆町における過去5年間の減少率を勘案し、次のとおり設定した。

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
14,552人 (対前年度比) 98.8%	14,378人 (対前年度比) 98.8%	14,205人 (対前年度比) 98.8%	14,035人 (対前年度比) 98.8%	13,866人 (対前年度比) 98.8%

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、幼・小・中学校や住民による集団回収が進んでいる飲料用紙製容器・ガラスびん・段ボール等については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとし、今後も分別収集の拡大を図ることとする。

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

分別収集については、一部事務組合エコクリーンセンター東河で選別、圧縮・保管しているが、現状では大きな問題もないことから、現行のまま継続する。

今後、より充実した分別収集の拡大を図るため、広域化を視野に入れた検討が必要である。

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

- ・住民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、東伊豆町清掃監視員、環境美化監視員の活動に容器包装廃棄物の分別収集の拡大を強化し、更に推進体制を整備する。また、拠点回収の促進、啓発活動の推進を図るため、情報の提供や地域における収集体制への支援を引き続き行っていく。
- ・幼・小・中学校や住民による集団回収を促進するため、奨励金の交付、集積場所や分別収集機材の貸与などの支援を行う。
- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。